

プロジェクト 税効果会計

項目 第 360 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 360 回企業会計基準委員会（2017 年 5 月 12 日開催）で議論された以下について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」の文案に関する検討
 - 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」の文案に関する検討
 - 改正「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」の文案に関する検討
 - 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」の文案に関する検討
 - 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案に関する検討

税効果会計基準一部改正（案）の文案について聞かれた意見

2. 事務局より、税効果会計基準一部改正（案）の文案について説明を行ったところ、主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」第 50 項において、「回収可能性適用指針における合理的な説明に関する注記」を追加しない理由として、（分類 3）に該当する企業が、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産を計上しているときの根拠のみ求める理由は乏しいと記載されている。この表現では、見積可能期間が 5 年を超えない場合にも開示を求めることを検討すればよいとも読めるため、説得力に欠けるのではないか。

| |
|--|
| 上記の意見を踏まえ、審議事項(4)-2（「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（案））の記載を見直している。 |
|--|

以 上